

7. 登録の更新と CPD

交通工学研究会認定資格制度においては、資格の有効期限が4年間※となっており、取得した資格の更新に際しては登録の有効期間中に所定の CPD 単位を取得していることが条件となっています。

※平成 20 年 6 月より、資格の登録有効期間満了日は、合格後最初の 4 月 1 日から 4 年後の 3 月 31 日に改められました。お手元の登録証に記載の有効期限は 2 月 15 日(合格日が 2008 年 2 月 15 日までの場合)であっても、その 1 ヶ月半後の 3 月 31 日迄有効です。

登録更新のために CPD 単位を算入できる期限も、合格後最初の 4 月 1 日から 4 年後の 3 月 31 日迄とします。

また「資格登録更新申込書」の提出期限は、上記のように資格の登録有効期間満了日の 1 ヶ月後までとします。以前は「資格登録の期限の 1 ヶ月前までの CPD 単位にもとづいて更新を申込み必要がある」としていましたが、資格の登録有効期間満了日までの CPD 単位を認定できるよう、更新申込書の提出期限を登録有効期間満了日の 1 ヶ月後までとし、更新後の新登録証の交付日は満了日の翌日の 4 月 1 日に遡るものとします。

なお、登録証のお届けには 1 ヶ月ほどかかりますので、CPD 単位が所定の単位に達している登録者は、2 月末までに更新申込みをしてください。

詳細は「[TOP・TOE 資格登録更新の手引\(2011 年 7 月修正版\)](#)」をご確認下さい。

※平成 23 年 7 月の制度改定について

上記の更新期限を過ぎてしまいますと、従前の資格の登録有効期限満了日にその登録は登録簿から抹消されてしまいます。しかし従前の登録資格を停止されてしまった後でも、不足していた CPD を継続し、必要な CPD 単位に達すれば、その時点で更新手続きを申し出ることによって、再びこの時点から 4 年間有効な資格を取得することができることになりました。

ただしこの場合、従前資格を停止されてから再度資格を取得するまでは登録は停止中ですので、「登録者」として業務を行うことはできません。また、この方法で停止されていた資格を再度取得できるのは、停止後 4 年以内とします。4 年以上経った後に再度資格を取得するには、改めて資格試験を受験していただかなければなりませんのでご注意ください。

つぎに、CPD と登録更新との関係を、表-4 登録更新のための CPD 期間で見えます。

表-4 登録更新のための CPD 期間

		1年目	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
(1)資格更新を4年毎に行なう	受験	登録				更新				更新				更新
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1
		← 資格更新のためのCPD期間 →				← 資格更新のためのCPD期間 →				← 資格更新のためのCPD期間 →				
(2)TOP資格有効期間内に上位資格TOEを受験し「合格」、TOE資格を登録する(4年目にTOEを受験する例)	受験	登録			TOE 受験	TOE 登録				更新				更新
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1
		← 資格更新のためのCPD期間 →				← 資格更新のためのCPD期間 →				← 資格更新のためのCPD期間 →				
(3)TOE資格有効期間内に上位資格TOEを受験し「不合格」となり、TOP資格を更新する場合	受験	登録			TOE 受験	不合格 更新	TOE 受験	TOE 登録				更新		
		1	2	3	4	1	2	3	4			1	2	3
		← 資格更新のためのCPD期間 →				← 資格更新のためのCPD期間 →		← 資格更新のためのCPD期間 →						

ケース(1)【登録更新を4年毎に行う場合】

このケースのように、同一資格を更新する場合には、資格更新に必要とするCPD期間は資格登録後、途切れることなく続くことになります。

ケース(2)【登録有効期間内に上位資格を受験し「合格」、登録を登録する場合】

このケースのように、登録有効期間内にさらに上位資格を目指す場合には、資格試験を受験する年(受験年)と登録を更新する年(更新年)との間に最大4年間の登録更新に関わらないCPD期間が生ずることになります。

ケース(3)【登録有効期間内に上位資格を受験し「不合格」となり、登録を更新する場合】

このケースのように、登録有効期間の最終年度に上位資格を受験し不合格となるような場合には、登録の更新が必要となります。

以上のように、登録更新に関わらないCPD期間が生じる場合があります。このことはCPDが登録更新の条件であることに起因しています。TOP/TOE登録者のみなさんは、登録更新に直接関与しない期間においても登録者として自らの技術の品質を保証するためCPDに取り組むようにしてください。なお、ケース(3)のように、万が一、上位資格の認定が受けられない場合には、現有資格の更新が必要となるわけですから、研鑽を継続的に行っていることが重要となります。

なお、登録の更新に際して、特に海外での業務に従事していた、長期間病床にあった、など特別な事情によりCPD単位が不足する場合の措置については、交通工学研究会資格委員会が個別に判断することになっています。この場合の手続きも含め、更新手続きの詳細については、[資格登録情報のページ](#)の『TOP・TOE資格登録更新の手引(2011年12月修正版)』をご覧ください。